

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、障がい者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 天草市長

## 公表日

令和7年12月25日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>天草市は、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童福祉法、知的障害者福祉法、熊本県療育手帳交付要項、天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づき、障がい者(児)に対する支援に関する事務を行う。番号法に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の申請受付及交付  ②自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の支給認定及び受給者証の交付  ③地域生活支援事業(日常生活用具給付等)の申請受付及び支給認定  ④補装具の申請受付及び支給認定  ⑤障害福祉サービスの利用申請に基づく区分認定、受給者資格の管理、支給決定台帳の作成及び支給管理  ⑥障害児通所支援給付費の申請受付、審査及び支給認定  ⑦特別児童扶養手当の申請受付及び決定通知の交付  ⑧特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の申請受付及び支給認定  ⑨重度心身障害者医療費助成の認定申請受付・審査及び医療費助成申請受付、支給</p>
③システムの名称	<p>1. 総合福祉システム  2. MICJET番号連携サーバー  3. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
身障手帳情報ファイル、精神手帳情報ファイル、療育手帳情報ファイル、更生医療受給者ファイル、更生医療世帯員ファイル、育成医療受給者ファイル、育成医療世帯員ファイル、精神通院受給者ファイル、精神通院世帯員ファイル、日常生活用具受給者ファイル、日常生活用具世帯員ファイル、補装具費受給者ファイル、補装具費世帯員ファイル、地域生活支援受給者ファイル、障害福祉サービス受給者ファイル、障害福祉サービス世帯員ファイル、児童通所サービス受給者ファイル、児童通所サービス世帯員ファイル、特別児童扶養手当受給者ファイル、特別障害者等手当受給者ファイル、重度医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項別表9、20、21、22、51、66、67、117の項  番号法第9条第2項  天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、16、20、37、75、81、92、93、119、144、145、146の項  番号法第19条第9号  天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項  【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、13、15、16、19、20、29、37、42、75、80、81、119、125、144、155、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-23-1111 mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 福祉課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL 0969-32-6071 mail:shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

[ ○ ]委託しない

[ ]提供・移転しない

[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「天草市特定個人情報等取扱規定」及び「特定個人情報に関する安全管理措置」に基づき運用する。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、鍵付き棚等に保管している。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等は、保存期間が過ぎたら速やかに廃棄している。 ・情報政策課・市民環境課で開催する「情報セキュリティ研修会」に参加している。	

## 9. 監査

実施の有無 [ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [ ] 十分に行っている [ ]

<選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「天草市特定個人情報等取扱規定」及び「特定個人情報に関する安全管理措置」に基づき運用する。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、鍵付き棚等に保管している。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等は、保存期間が過ぎたら速やかに廃棄している。 ・情報政策課・市民環境課で開催する「情報セキュリティ研修会」に参加している。 ・情報セキュリティ実施手順書、情報資産脅威発生時連絡体制図を作成し、管理体制を整えている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	評価書17障害福祉サービス関係事務、19特別児童扶養手当関係事務、21重度心身障害者医療費助成事務、23児童福祉法関係事務、24特別障害者等手当の支給に関する事務、25自立支援給付・地域生活支援事業関係事務、26身体障がい者手帳交付に関する事務、27療育手帳交付に関する事務、28精神障がい者保健福祉手帳交付に関する事務				「障がい者福祉に関する事務」に統合
令和6年11月29日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一〇項	番号法第9条第1項別表〇の項	事後	番号法改正に伴う表記及び項目番号の修正
令和6年11月29日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二〇項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二〇項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表〇の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表〇の項	事後	番号法改正に伴う表記及び項目番号の修正
令和6年11月29日	II.1.対象者人員	2)1000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事後	評価書統合に伴う変更
令和6年11月29日	II.1.対象者人員	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	II.2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	IV.8.人手を介在させる作業		選択肢、判断の根拠を追加記入	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年11月29日	IV.11.最も優先度が高いと考えられる対策		選択肢、判断の根拠を追加記入	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年11月29日	I-9.規則第9条第2項の適用			事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年8月22日	II.1.対象者人員	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	一部変更
令和7年8月22日	II.2.取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	一部変更